

岩見沢市 令和5年度冬のくらし支援事業

事業者募集

雪下ろし・間口除雪・定期排雪



岩見沢市では、冬のくらし支援事業に基づき、雪下ろし作業・間口除雪作業・定期排雪作業を請け負う除雪事業者の皆さんとの「事業者届出」をお願いしています。

冬のくらし支援事業とは？

除排雪作業を自力で行うことが困難な高齢者等で構成される低所得世帯の方が雪下ろし作業・間口除雪作業・定期排雪作業を事業者に依頼した際の費用の一部を市から助成することで、市民の皆さんの冬のくらしを支援することを目的とした事業です。

冬のくらし支援事業の流れ(事業者)

①事業者届出書を土木事業協同組合へ提出

市民は、届出のあった事業者リストの中から、除排雪作業の依頼をすることとなります。
※市への提出ではありません。

②作業依頼の受付・契約

市民からの依頼を受け、作業内容を確認し、契約書等を作成します。
※市発行の登録決定通知により、登録済みであることを確認してください。

③除排雪作業の実施

内容に従って、除排雪作業を行います。

④料金の受け取り

作業完了後、料金を受け取ります。(市民には、市から助成金が支払われます)
※必ず領収書を発行してください。

※事業の詳細は、「高齢者世帯等冬のくらし支援事業事業者向けマニュアル」をご確認ください。なお、マニュアルは、事業者届出書の提出時にお渡しするほか、市ホームページにも掲載しています。

助成の対象となる作業

作業種別	対象となる作業	備考
雪下ろし作業	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の雪下ろし ・家屋の雪下ろし後の運搬排雪 ・家屋の屋根からの自然落下により、窓や排気口等を塞ぐ雪の除排雪 	・住家以外の雪下ろしは対象外
間口除雪作業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路除雪後の間口の置き雪などの処理 ・自宅敷地内で処理できなくなった場合の運搬排雪 	
定期排雪作業	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬排雪(10回以上のシーズン契約) 	・単発契約(シーズン契約以外)や9回以下のシーズン契約は対象外

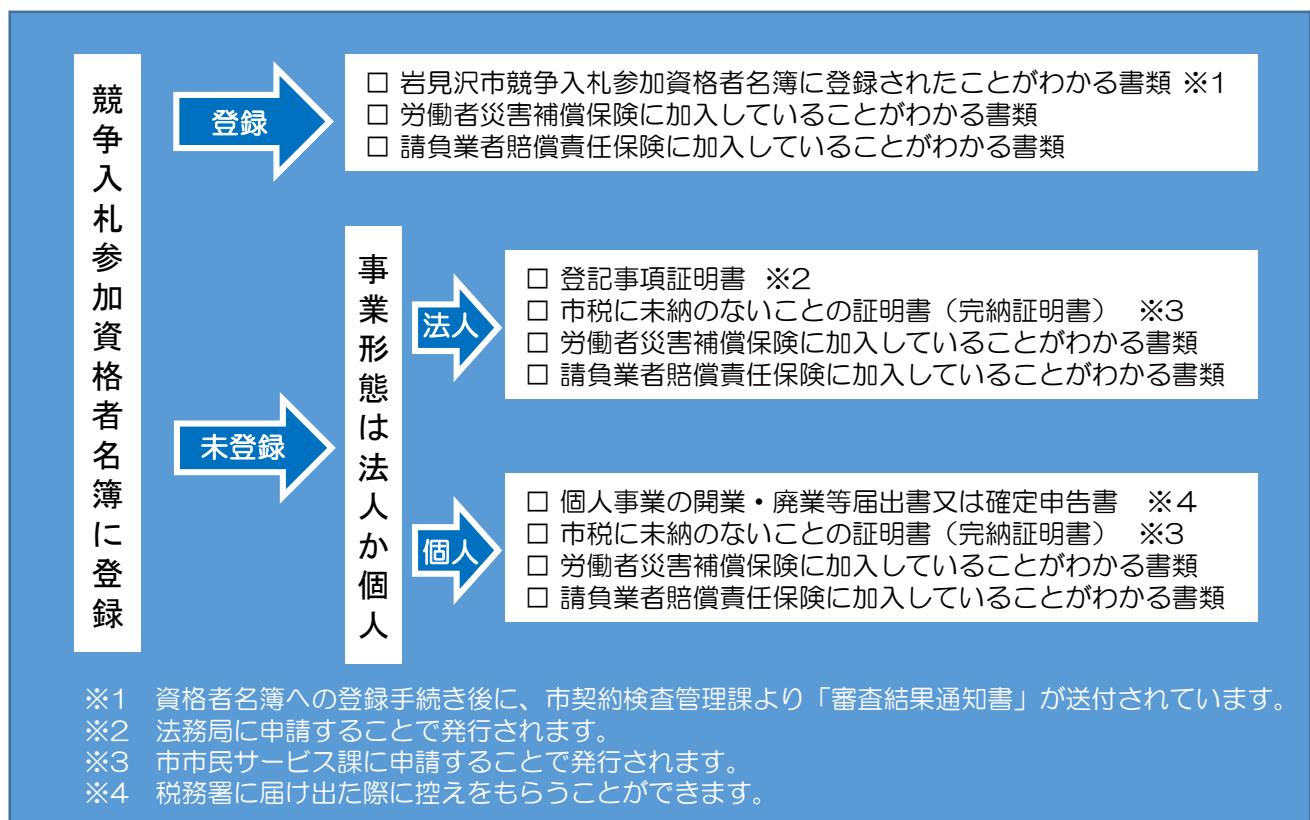
※ 助成を受けることのできる市民は、市内の一戸建て住宅に住む、市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯で、下記のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ・高齢者（年度末時点で70歳以上）のみの世帯
- ・障がい者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方がいる世帯

※ 次のような場合は対象になることがありますので市へ問合せするようお伝えください。
 ・70歳未満であっても、病気・けがにより除雪ができない方 など

事業者登録の手続き

- ※ 事業者登録できるのは、岩見沢市内に本店、支店、営業所等があることが条件です。 →
- ・市ホームページ
 - ・土木事業協同組合
 - ・市高齢介護課 にあります。
- ① 「高齢者世帯等冬のくらし支援事業者届出書」の作成
- ② 添付書類を添えて提出（提出先：土木事業協同組合(7西2：建設会館内)）
 ※ 添付書類は、事業形態等により異なるので、下記を参照してください。



問合先

●事業者登録に関する事
岩見沢土木事業協同組合（7西2 建設会館内） ☎ 24-3408

●制度全般に関する事
市高齢介護課高齢者支援係（12番窓口） ☎ 35-4132